(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市まちづくり支援要綱(平成18年芦屋市要綱。以下「要綱」という。)第38条の規定に基づき、まちづくり支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(コンサルタントの登録)

第2条 要綱第2条第1号に規定する市長が別に定めるものは、財団法人兵庫 県まちづくり技術センターひょうごまちづくりセンターのまちづくり専門家 バンクに登録されている者とする。

(コンサルタント選考会)

- 第3条 市長が派遣するまちづくりアドバイザー及びまちづくりコンサルタントを選考するため、コンサルタント選考会(以下「選考会」という。)を置く。
- 2 選考会は、要綱第9条の規定により派遣するまちづくりアドバイザー及び 要綱第16条の規定により派遣するまちづくりコンサルタントを前条のコン サルタントの登録者の中から選考する。
- 3 選考会は、技監、都市政策部長、都市政策部参事及びまちづくり課長をもって構成する。
- 4 選考会の庶務は、まちづくり支援を所管する課が処理する。

附目

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。